

令和3年5月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件

予 算 案 1 件

承 認 2 件

報 告 3 件

以 上 6 件

5月市議会臨時会議案概要説明書

[承認]

承認第2号 専決処分の承認について
(豊橋市市税条例の一部を改正する条例)

(市民税課・資産税課)

地方税法等の一部改正（令和3年法律第7号。令和3年3月31日公布）に伴い、早急に現行の市税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 固定資産税

(1) 令和3年度から令和5年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置（※1）

令和3年度評価替えに伴い、現行の土地に係る負担調整措置の仕組みを3年間延長する。ただし、令和3年度に限り、負担調整措置により固定資産税額が増加する土地について、前年度の固定資産税額に据え置く措置を講ずる。

（※1）負担調整措置：評価替えによる税額の急激な上昇を抑制し、税負担の上昇を緩やかなものにするもの

ア 宅地等

(ア) 商業地等

負担水準（※2）の区分	固定資産税の課税標準額
70%を超えるもの	当該年度の評価額の70%に引下げ
60%以上70%以下	前年度課税標準額を据え置く
60%未満	前年度課税標準額+当該年度評価額×5%（令和3年度分にあつては、前年度分の課税標準額に据え置く。） ただし、当該加算後の額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とする（令和4年度分及び令和5年度分に限る。）。

（※2）負担水準：前年度課税標準額÷当該年度の評価額

(イ) 住宅用地

固定資産税の課税標準額を、前年度課税標準額+本則課税標準額（※3）×5%（令和3年度分にあつては前年度分の課税標準額、令和4年度分及び令和5年度

分にあつては本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額)とする。ただし、当該加算後の額が本則課税標準額を上回る場合は、本則課税標準額とする。

(※3) 本則課税標準額：当該年度の評価額×住宅用地特例率

イ 農地

固定資産税の課税標準額を、前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じて得た額(令和3年度分にあつては、前年度分の課税標準額)とする。ただし、当該調整後の額が本則課税標準額(※4)を上回る場合は本則課税標準額とする。

(※4) 本則課税標準額：当該年度の評価額×3分の1(市街化区域内のみ)

(令和3年度分以後の固定資産税について適用)

2 軽自動車税

(1) 環境性能割の臨時的軽減措置の延長

令和3年3月31日までに新規取得した3輪以上の自家用乗用の軽自動車を対象とされている環境性能割に係る臨時的軽減措置(1%分軽減)について、対象車の燃費基準等の見直しを行った上で、令和3年4月1日から同年12月31日までに新規取得したものを適用対象とする。

適用税率 (軽減後)	改正後	改正前
非課税	・電気軽自動車及び一定の天然ガス軽自動車 ・2030年度燃費基準60%以上達成車 (2020年度燃費基準を満たすものに限る。)	・電気軽自動車及び一定の天然ガス軽自動車 ・2020年度燃費基準達成車
1%	・上記以外の3輪以上の軽自動車	・上記以外の3輪以上の軽自動車

(令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の自家用乗用の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用)

3 都市計画税

(1) 令和3年度から令和5年度までの土地に係る都市計画税の負担調整措置 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

(令和3年度分以後の都市計画税について適用)

[報 告]

報告第8号 専決処分の報告について

(契約検査課・図書館)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和3年4月16日
- 2 変更する議決 令和2年第94号議決
工事請負契約締結について(まちなか図書館(仮称)等整備工事)

3 変更内容

契約価格	変更前	492,800,000円
	変更後	492,209,300円
	差引き	△590,700円

・ケーブルラックの設置の取りやめ等のため

報告第9号 専決処分の報告について

(教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和3年4月19日
(2) 損害賠償の額 244,310円
(3) 事故の概況 令和3年2月2日午後3時15分頃、二川中学校敷地内において、木の枝が強風により折れ、駐車中の相手方所有の普通乗用自動車へ落下し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)
- 2 (1) 専決年月日 令和3年4月19日
(2) 損害賠償の額 7,443円
(3) 事故の概況 令和3年3月12日午前10時20分頃、本郷中学校において、本市職員(教育部教育政策課)が木の枝を剪定していたところ、チェーンソーの刃が誤って相手方所有の電話線に接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)